

第4項 ごみの適正処理を進める

1 ごみの出し方と収集方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分で行っています。

可燃ごみは、生ごみ、ゴム製品、革製品、プラスチック製品、汚れの落ちない容器包装プラスチックや再生利用できない紙類など焼却できるごみのことで、週2回収集しています。

不燃ごみは陶器類、ガラス類、金属類、30cm角未満の小型家電製品（資源回収を行っている9品目を除く）などの焼却に適さないごみのことで、月2回収集しています。

可燃ごみ・不燃ごみは、収集日の朝に、集積所にごみ容器に入れて出すのが原則ですが、透明度の高い袋で出すこともできます。

商店や事業所、会社などの事業活動に伴って排出されるごみは、事業者による自己処理か廃棄物処理業者へ処理を委託することが原則です。小規模の商店や事業所などから出される排出量が少ない事業系の可燃ごみ・不燃ごみは、有料ごみ処理券を貼って集積所に出すこともできます。

粗大ごみは、家庭から出る概ね30cm角以上の家具などが対象で、「粗大ごみ受付センター」に「収集」または「持込み」を選択して申し込み、指定された日に、指定された金額の粗大ごみ処理券を貼って「出す」または「持ち込む」ことになっています。なお、事業系の粗大ごみは収集していません。

収集場所と回数等

(平成30年4月1日現在)

種別	回数	収集場所	出す時刻
可燃ごみ	週2回	35,527か所 (集積所・戸別訪問収集計)	決められた日の朝8時までに集積所へ出す。
不燃ごみ	月2回		
粗大ごみ (収集)	—	各戸収集(申込制)	当日の朝8時までに自宅前に出す。
粗大ごみ (持込み)	—	練馬区資源循環センター (申込制・持込み)	当日の指定された時間内に持ち込む。

※ 収集できないもの

- ① 有害性のあるもの、危険性のあるもの、引火性のあるもの、著しく悪臭を発するもの
- ② 処理施設の管理または処理作業に支障をきたすおそれのあるもの

平成13年4月に施行された「家電リサイクル法」(「特定家庭用機器再商品化法」平成10年法律第97号)により、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機および衣類乾燥機は、リサイクル料金などを支払って販売店などに引き取ってもらうことになっています。平成15年10月から「資源有効利用促進法」(「資源の有効な利用の促進に関する法律」平成3年法律第48号)に基づき、家庭用パソコンも、パソコンメーカーなど

によるリサイクルを進めています。リサイクルにあたり、各メーカーで定める料金を支払う必要がありますが、平成 15 年 10 月 1 日以降に販売されたパソコンで、パソコン 3 R 推進協会の定めた「PC リサイクルマーク」の表示があるものは、販売価格にリサイクル料金が含まれています。

2 ごみの処理

可燃ごみは、清掃工場で焼却処理し、衛生的な環境を保ちます。また、可燃ごみを焼却することにより、可燃ごみの容積を縮小し、埋立処分場の延命化を図っています。一部の焼却灰は、セメントの原料としたり、加工したうえで、建設材料として有効利用を図っています。

不燃ごみは、不燃ごみ処理センターで破碎・選別し、鉄、アルミを回収後、埋立処分しています。

粗大ごみは可燃系と不燃系に分別し、粗大ごみ破碎処理施設で破碎した上で、鉄、アルミを回収後、可燃系は清掃工場で焼却し、不燃系は埋立処分しています。

3 集積所の適正管理

清掃事務所では、区民の方が集積所を清潔に管理できるように、資源・ごみの排出指導や防鳥用ネット、立体型防鳥用ネットの貸し出しを行っています。清掃事務所まで取りに来るのが困難な方には、宅配サービスも行っています。

平成 29 年度の貸し出し枚数は、2,439 枚でした。また、集積所の廃止や分散などの相談にも応じています。

4 高齢者などへのサービス（戸別訪問収集）

65 歳以上の方のみの世帯または障害のある方のみの世帯のうち、ごみを集積所に持ち出すことが困難で、身近な方の協力が得られない場合、収集員が玄関先などに収集に伺います。また、災害時には戸別訪問収集を利用している方の安否確認を行います。

平成 29 年度は、1,448 世帯で収集を行いました。

5 見守りサービス

清掃事務所では、戸別訪問収集を利用している高齢者が 1 週間以上ごみを出さなかった場合に、地域包括支援センターに連絡し、職員が電話や訪問し状況を確認する「見守りサービス」を実施しています。

対象者は戸別訪問収集を利用している 65 歳以上の方のうち、介護サービスなどを利用しておらず、「見守りサービス」を希望する方です。

6 し尿の処理と浄化槽

区内における下水道の普及率は、ほぼ 100%に達していますが、平成 30 年 3 月 31 日現在 115 戸のくみ取り式の便所があります。また、浄化槽については、平成 30 年 3 月 31 日現在 426 基の設置があります。

7 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集もしくは運搬または処分を事業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければなりません。

一般廃棄物処理業の許可は、一般廃棄物収集運搬業と処分業の2つに区分されます。

練馬区での一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可件数 (単位:件)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収集運搬業	274	271	271	268	263
処 分 業	0	0	0	0	0

8 犬猫などの死体処理

飼い主または土地・建物の占有者から依頼のあった動物の死体は、25 kg未満であれば清掃事務所でお預かりしています。平成 29 年度の件数は 1,286 件でした。道路上の動物死体は、都道・区道上は清掃事務所が、それ以外は原則として各道路管理者が、それぞれ対応しています。

9 有料ごみ処理券

商店や事業所、会社などの事業活動に伴って出るごみは、原則として事業者が責任を持って自己処理しなければなりません。しかし、小規模の事業者などで自分で処理することが困難な場合には、区が行う収集に支障のない範囲内で、有料で区のごみ収集に出すことができます。有料ごみ処理券は、取扱所の表示のあるお店、区内コンビニエンスストア、スーパーマーケット、清掃事務所および区役所清掃リサイクル課で扱っています。有料ごみ処理券の種類と価格は表のとおりです。

平成 29 年度の販売実績は、67,864 セット、173,270,244 円でした。

有料ごみ処理券の種類と価格 (平成 29 年 10 月以降)

種 類	セット枚数	販売価格 (1 枚単価)	色
特大・70L相当	1セット5枚	2,660 円 (532 円)	緑 系
大・45L相当	1セット10枚	3,420 円 (342 円)	青 系
中・20L相当	1セット10枚	1,520 円 (152 円)	赤 系
小・10L相当	1セット10枚	760 円 (76 円)	黄 系

※平成 29 年 10 月の廃棄物処理手数料の改定に伴い、価格を改定した。

10 有料粗大ごみ処理券

粗大ごみは、家庭から出る概ね 30cm 角以上の家具などが対象で有料となります。

有料粗大ごみ処理券は、1 枚 200 円の A 券と 1 枚 300 円の B 券があります。平成 29 年 10 月の廃棄物処理手数料の改定に伴い、粗大ごみ処理手数料を改定しました。平成 29 年度の販売実績は、1,120,795 枚、273,699,500 円でした。

① 主な粗大ごみ処理手数料

主な粗大ごみの処理手数料と有料粗大ごみ処理券の組み合わせは表のとおりです。

収 集	持 込	電気・ガス・石油器具	家具・寝具	その他
400 円 A 券 2 枚	200 円 A 券 1 枚	ガステーブル (ガスコンロ) 小型調理器具 (ホットプレートなど) 電子レンジ 扇風機 除湿器 空気清浄器 掃除機 照明器具	いす (ソファを除く) ふとん マットレス (ベッドマットを除く) ハンガーラック (回転式を除く) ロールカーテン	板類 (鉄板類を除く) ゴルフ用具 スキー板 スーツケース 子ども用遊具 (ブランコおよび滑り台を除く) 乳児用具 (ベビーベッドを除く) パイプ類 鏡 (姿見) 自転車 (16 インチ未満) ぬいぐるみ 座いす
800 円 A 券 1 枚 + B 券 2 枚	400 円 A 券 2 枚	オイルヒーター パネルヒーター	ソファ (1 人用) パソコンラック ハンガーラック (回転式)	ブランコ 滑り台 台車 自転車 (16 インチ以上) 物干し台 (1 個)
1200 円 B 券 4 枚	600 円 B 券 2 枚	ガスオープン ガスレンジ	シングルベッド (ベッドマット含む) 机 (両そで机を除く) ライティングデスク	サイクリングマシーン (自転車を除く) ドラムセット一式
2000 円 A 券 1 枚 + B 券 6 枚	1000 円 A 券 2 枚 + B 券 2 枚		ダブルベッド (ベッドマット含む)	オルガン ランニングマシーン
2800 円 A 券 2 枚 + B 券 8 枚	1400 円 A 券 1 枚 + B 券 4 枚		両そで机	

※平成 29 年 10 月に粗大ごみ処理手数料を改定した。

② 箱物家具の処理手数料

粗大ごみのうち、物置や戸棚などの箱型の家具については、「箱物家具」として同じ品物となりますが、3 辺のうち長い 2 辺の合計により、処理手数料を 3 段階に設定しています。

箱物家具の大きさ	収 集	持 込
3 辺のうち長い 2 辺の合計が 180cm 以下のもの	400 円 A 券 2 枚	200 円 A 券 1 枚
3 辺のうち長い 2 辺の合計が 180cm を超え 270cm 以下のもの	1200 円 B 券 4 枚	600 円 B 券 2 枚
3 辺のうち長い 2 辺の合計が 270cm を超えるもの	2000 円 A 券 1 枚+B 券 6 枚	1000 円 A 券 2 枚+B 券 2 枚

【主な箱物家具】

物置、戸棚、食器棚、たんす、押入たんす、仏壇、レンジ台、カラーボックス、オーディオラック、流し台、スチール棚、本棚、チェスト、サイドボード、げた箱など

※平成 29 年 10 月に粗大ごみ処理手数料を改定した。

練馬区のごみの流れ図

